

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		手話通訳者・手話奉仕員派遣の決定
根拠法及び条項		多治見市手話通訳者・手話奉仕員派遣事業実施要綱（平成13年告示第66号。以下「要綱」という。）第6条第1項
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課
審 査 基 準	関係条項	要綱第3条
	基 準	要綱に定めるところにより、派遣内容の次の条件への該当を審査するもの。 (1) 公共機関等の相談手続及び窓口等における諸手続に関すること。 (2) 医療機関等の医療に関すること。 (3) 事業所等への就労に関すること。 (4) 学校等の教育に関すること。 (5) 障害者福祉等に係る会議又は大会行事等に関すること。 (6) その他社会福祉事務所長が特に必要と認める事項
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年3月30日設定
間 標 準 処 理 期	標準処理期間	総日数 3 日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	処分期間 3 日程度
	設定等年月日	平成13年3月30日設定
備 考		